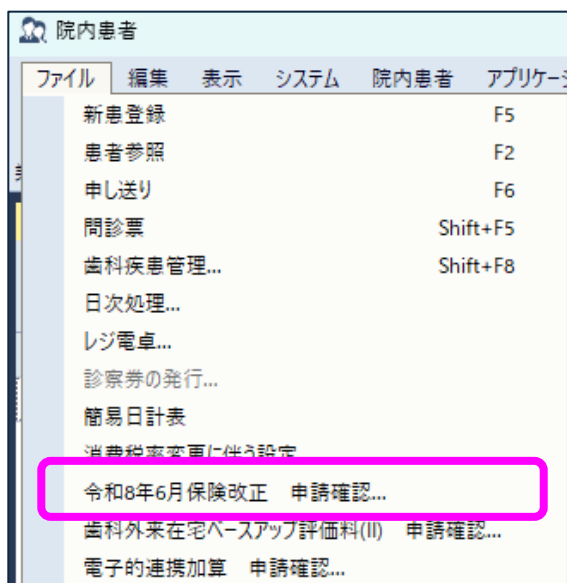


歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の施設基準の設定

令和 8 年 6 月以降に初めて届出を行い、初診時 21 点、再診時 4 点を算定する場合の設定です。

- (1) 院内患者の「ファイル」メニューの「令和 8 年 6 月保険改正 申請情報...」を開きます。



- (2) 「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）（歯外ペアⅠ）」の「届出済み」にチェックし、算定開始年月を登録します。
日付を登録した項目は、赤字で表示されます。
[OK] で画面を閉じます。

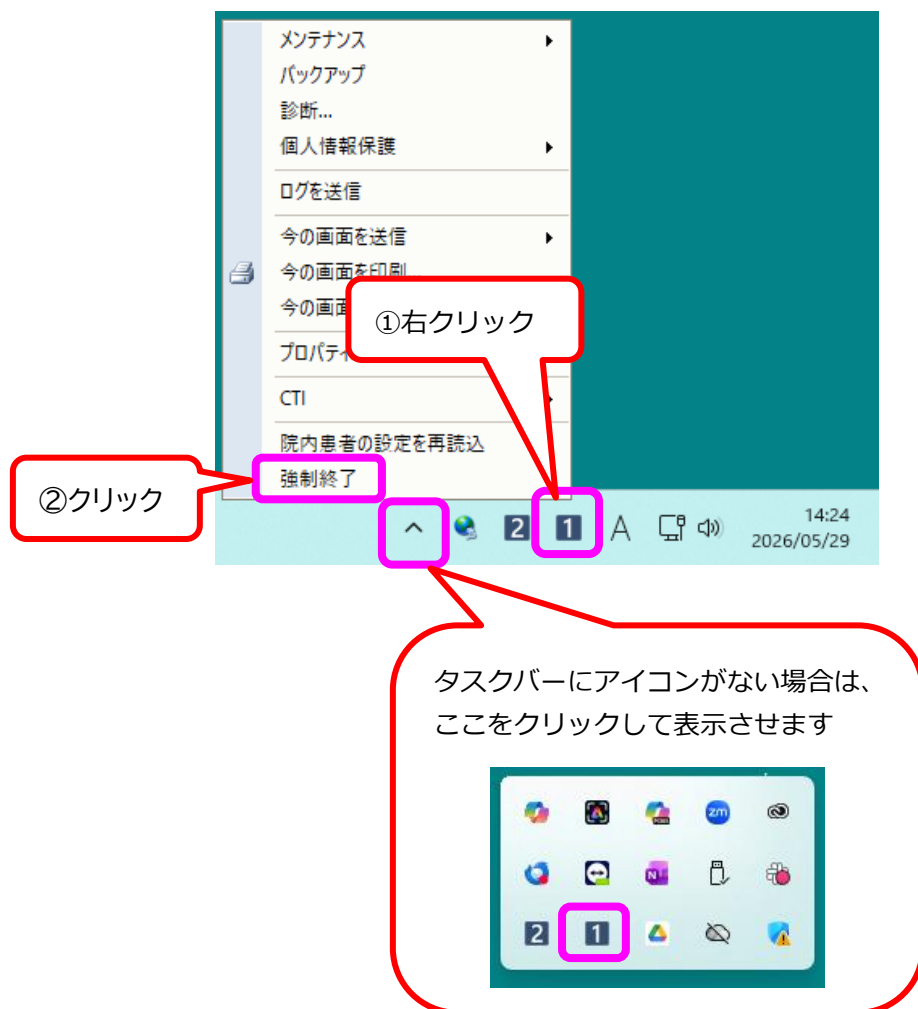
令和8年6月 保険改正 申請確認

令和8年6月 保険改正で、届出がないと算定できない処置があります。
届出済みのものがあれば、届出済みをチェックしてください。そして、開始する年月を入力してください。

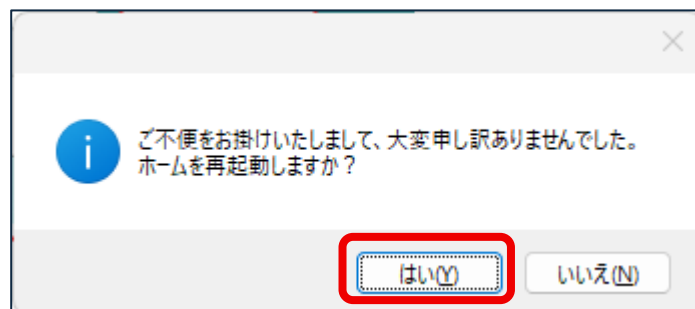
申請が必要な項目

電子的歯科診療情報連携体制整備加算	NEW	☐ 検討中 ☐ 届出しない ☒ 届出済み	令和 8年6月
歯科技工所ベースアップ支援料	NEW	☐ 検討中 ☒ 届出しない ☐ 届出済み	__年__月
口腔機能実地指導料	NEW	☐ 検討中 ☒ 届出しない ☐ 届出済み	__年__月
歯科外来在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)(歯外ペアⅠ)		☐ 検討中 ☐ 届出しない ☒ 届出済み	令和 8年6月
歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の注 5	NEW	☐ 検討中 ☒ 届出しない ☐ 届出済み	__年__月

- (3) 設定を有効にするため、システムを終了します。
 右下のタスクバーにある One エージェント（**1** のアイコン）を右クリックし、
 メニューの一番下の [強制終了] をクリックします。



- (4) メッセージが表示されるので、[はい] をクリックします。



- (5) カルテには、処置を入力する時に自動挿入されます。

R8.6.10	歯科初診	272 × 1
	歯科外来診療医療安全対策加算1（初診）	12 × 1
	歯科物価対応料 1（歯科外来物価対応料）（初診時）	3 × 1
	電子的歯科診療情報連携体制整備加算2（初診）	4 × 1
	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（1）（初診時）	21 × 1
	歯科外来診療感染対策加算2（初診）	14 × 1